

労働基準関係法令違反に係る公表事案

愛知労働局

最終更新日：令和5年12月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株)シンセーコーポレーション	愛知県名古屋市長東区	R5.1.23	最低賃金法第4条	労働者3名に、1か月分の定期賃金合計約33万円を支払わなかったもの	R5.1.23送検
サンユー工業(株)	愛知県一宮市	R5.2.22	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	車両系建設機械(解体用つかみ機)と接触するおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせていたもの	R5.2.22送検
(株)神谷商会	愛知県江南市	R5.3.9	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約5mの屋根端部で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5.3.9送検
あおい交通(株)	愛知県小牧市	R5.3.10	労働基準法第32条	労働者6名に、36協定の延長時間を超える違法な時間外労働を行わせたもの	R5.3.10送検
(株)海部清掃 リサイクルセンター	愛知県あま市	R5.3.14	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第104条	機械の運転を開始する際、一定の合図を定めていなかったもの	R5.3.14送検
川藤電陶(株)	愛知県瀬戸市	R5.3.14	最低賃金法第4条	労働者1名に、2か月分の定期賃金合計約28万円を支払わなかったもの	R5.3.14送検
(有)アオキインターナショナルケータリング	愛知県名古屋市長港区	R5.9.15	最低賃金法第4条	労働者1名に、7か月分の定期賃金約140万円を支払わなかったもの	R5.9.15送検
王子製紙(株) 春日井工場	愛知県春日井市	R5.10.16	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ4.5メートルの作業床の端で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5.10.16送検
(株)MCリアクティブ 蟹江工場	愛知県海部郡蟹江町	R5.10.16	労働基準法第32条	労働者5名に、36協定の締結・届出を行うことなく、違法な時間外労働を行わせたもの	R5.10.16送検
(株)セイアイプランニング 瀬戸事業所	愛知県瀬戸市	R5.10.17	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にフォークリフトを運転させたもの	R5.10.17送検
(有)野々山工務店	愛知県西尾市	R5.11.1	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	約1か月の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの	R5.11.1送検
(株)MURASAWA	愛知県名古屋市長東区	R5.11.27	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ7.4メートルの作業床の端で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5.11.24送検